令８中土佐監第１２号
令和８年８月２５日

中土佐町長　池　田　洋　光　様

中土佐町監査委員　濵　田　佳　孝

中土佐町監査委員　下　元　良　之

令和７年度　財政健全化審査意見書

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条関係）

１　審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２　審査の期間

令和８年８月２０日の１日間

３　審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４　審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	健全化判断比率	令和５年度	令和６年度	令和７年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率	－	－	－	１５．０％
②	連結実質赤字比率	－	－	－	２０．０％
③	実質公債費比率	１３．５％	１４．０％	１３．５％	２５．０％
④	将来負担比率	－	－	－	３５０．０％

令８中土佐監第１３号
令和８年８月２５日

中土佐町長　池　田　洋　光　様

中土佐町監査委員　濵　田　佳　孝

中土佐町監査委員　下　元　良　之

令和７年度　経営健全化審査意見書

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条関係）

１　審査の対象
資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２　審査の期間
令和８年８月２０日の１日間

３　審査の概要
この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４　審査の結果
審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	比　率　名	令和５年度	令和６年度	令和７年度	経営健全化基準
①	資金不足比率	－	－	－	２０．０％